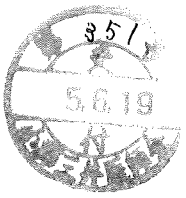

福県医発第817号（地）
令和５年６月19日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査１件が保険適用されたことに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料１のとおり取り扱う通知が示され、令和５年５月25日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料２のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

＜添付資料＞
１．検査料の点数の取扱いについて
（令５．５．25　保医発0525第２号　厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）
２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第546号（保険）
令和 5 年 6 月 12 日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査１件が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料１のとおり取り扱う通知が示され、令和５年５月 25 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料２のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
１．検査料の点数の取扱いについて
（令 5.5.25 保医発 0525 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）
２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

添付資料1

保医発０５２５第２号
令和５年５月２５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）を下記のとおり改正し、令和５年５月 25 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１第２章第３部第１節Ｄ００６－14（１）を次のように改正する。

（１）　ＦＬＴ３遺伝子検査は、急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く。）の骨髄液又は末梢血を検体とし、ＰＣＲ法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、ＦＬＴ３遺伝子の縦列重複（ＩＴＤ）変異及びチロシンキナーゼ（ＴＫＤ）変異の評価を行った場合に、患者１人につき１回に限り算定する。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ００６－13　（略） Ｄ００６－14　ＦＬＴ３遺伝子検査 （１）　ＦＬＴ３遺伝子検査は、急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く。）の骨髄液又は末梢血を検体とし、ＰＣＲ法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、ＦＬＴ３遺伝子の縦列重複（ＩＴＤ）変異及びチロシンキナーゼ（ＴＫＤ）変異の評価を行った場合に、患者１人につき１回に限り算定する。 （２）　（略） Ｄ００６－15～Ｄ０２５　（略） 第２款　（略） 第２節　削除 第３節・第４節　（略） 第４部～第 13 部　（略） 第３章　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ００６－13　（略） Ｄ００６－14　ＦＬＴ３遺伝子検査 （１）　ＦＬＴ３遺伝子検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く。）の骨髄液又は末梢血を検体とし、ＰＣＲ法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、ＦＬＴ３遺伝子の縦列重複（ＩＴＤ）変異及びチロシンキナーゼ（ＴＫＤ）変異の評価を行った場合に、患者１人につき１回に限り算定する。 （２）　（略） Ｄ００６－15～Ｄ０２５　（略） 第２款　（略） 第２節　削除 第３節・第４節　（略） 第４部～第 13 部　（略） 第３章　（略）

新たに保険適用が認められた検査

令和５年５月 25 日　保医発 0525 第２号（令和５年５月 25 日適用）

No.1

測定項目	**Ｄ００６－14　ＦＬＴ３遺伝子検査**
販 売 名	ヴァンフリタ
区　　分	なし（検査薬の新規収載及び承認等事項一部変更承認ではないため）
測定方法	PCR法
主な測定目的	骨髄穿刺液又は末梢血に含まれる単核細胞より抽出した DNA 中の FLT3 遺伝子の ITD 領域及び TKD 領域における遺伝子変異の検出 （ギルテリチニブフマル酸塩及びキザルチニブ塩酸塩の急性骨髄性白血病への適応を判定するための補助に用いる）
点　数	4,200点（「D006-14　ＦＬＴ３遺伝子検査）
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部　検査 第1節　検体検査料 第1款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ００６－13（略） Ｄ００６－14　ＦＬＴ３遺伝子検査 （1）ＦＬＴ３遺伝子検査は、~~再発又は難治性の~~急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く。）の骨髄液又は末梢血を検体とし、ＰＣＲ法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、ＦＬＴ３遺伝子の縦列重複（ＩＴＤ）変異及びチロシンキナーゼ（ＴＫＤ）変異の評価を行った場合に、患者１人につき１回に限り算定する。 （2）（略） Ｄ００６－15～Ｄ０２５（略）

（日本医師会医療保険課）